

草津市公報

発行日 令和5年2月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 3 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 規 則	
草津市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課)	2
◎ 告 示	
介護保険法第115条の45の3第1項の規定に基づく草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定について (介護保険課)	2
公示送達について (税務課)	3
令和4年度草津市サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業補助金交付要綱 (歴史文化財課)	5
草津市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱を廃止する要綱 (学校給食センター)	5
草津市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱 (子育て相談センター)	6
草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱 (健康増進課)	13
公示送達について (介護保険課)	15
公示送達について (納税課)	16
◎ 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課)	19
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課)	19
国土調査による地図および簿冊の作成について (土木管理課)	20
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課)	20
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課)	21
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課)	21
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課)	22
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課)	22
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課)	23
草津市森林整備計画 (案) の公告について (農林水産課)	23
◎ 草津市教育委員会告示	
草津市教育委員会定例会の招集について (教育総務課)	24
◎ 草津市農業委員会告示	
草津市農業委員会総会の招集について	24
◎ 上下水道事業告示	
草津市指定下水道工事店の代表者の変更について (上下水道総務課)	24

草津市指定下水道工事店の取消について（上下水道総務課）	25
草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	25
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	25

規 則

令和5年1月19日

草津市長 橋 川 涉

草津市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月25日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第1号

草津市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

草津市屋外広告物条例施行規則（平成24年草津市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3項第1号イ(ア)の表に備考として次のように加える。

備考 屋上広告物については、設置を許可しない。

別表第2第5項第2号ア(ア)の表に備考として次のように加える。

備考 条例第5条第6号に掲げる区域（草津市景観計画に定める河川軸および緑軸を除く。）における屋上広告物については、設置を許可しない。

付 則

（施行期日）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則は、施行日以後になされた申請について適用し、施行日前になされた申請については、なお従前の例による。

（令和5年1月25日揭示済み）

告 示

草津市告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第9条の規定に基づき告示する。

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーションくじら	滋賀県草津市木川町922番地50	株式会社ソレイユ 滋賀県草津市木川町922番地50	代表取締役 佐山 加寿美 滋賀県草津市木川町922番地6	介護予防型訪問サービス・生活支援型訪問サービス	令和5年2月1日	2570601761

(令和5年1月19日揭示済み)

草津市告示第8号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年1月24日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和4年度市県民税税額変更（決定）通知書

19件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年1月31日に送達

があったものとみなす。

令和4年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所	丙466番地	レオネクストKTV白浜Ⅱ210号室
1	西野 一輝	兵庫県姫路市白浜町	丙466番地	レオネクストKTV白浜Ⅱ210号室
2	溝口 あいみ	福岡県那珂川市五郎丸4丁目	2番25号	
3	佐伯 敏裕	滋賀県草津市野村一丁目	19番11-304号	北川マイルーム88
4	中島 梓	滋賀県草津市野路一丁目	7番21号	リベリアー南草津 1805号室
5	馬場 康弘	滋賀県草津市青地町	581番地1-1102	コンフォートテラオ
6	吉田 七海	滋賀県草津市追分三丁目	22番19-325号	草津ロイヤルマンション
7	古川 大誠	大阪府大阪市中央区日本橋1丁目	4番4-704号	
8	宮里 肇	滋賀県草津市馬場町	2番地2	
9	辻井 靖子	滋賀県草津市大路一丁目	7番1-2108号	TOWER・111
10	藤井 聖哉	滋賀県草津市南笠東二丁目	9番3号	
11	一井 孝文	滋賀県草津市上笠四丁目	3番29号	センチュリーハーイツ木村 1201号
12	ZHANG BONAN 張 博楠	滋賀県草津市東倉四丁目	14番6-1420号	スチュージェントHIROSE
13	駒井 亮	滋賀県草津市山寺町	1166番地1-6006	ダイキン山寺社宅
14	渋谷 大器	滋賀県草津市笠山二丁目	3番69-412号	クローバハイツⅢ
15	EDI MUSTOFA	インドネシア		
16	松口 航貴	滋賀県草津市野村七丁目	16番6-302号	アネックスY
17	GIAN NURSAKTI DEGLUPTA	インドネシア		
18	TRINH VAN THIEP	ベトナム		
19	BAGUS DWI CAHYONO	インドネシア		

(令和5年1月24日揭示済み)

草津市告示第9号

令和4年度草津市サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年1月25日

草津市長 橋川 渉

令和4年度草津市サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、国指定無形民俗文化財「近江湖南のサンヤレ踊り」が国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）無形文化遺産に登録されたことを受け、民俗芸能の普及啓発を図ることを目的に行われる事業について、予算の範囲内において令和4年度草津市サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に規定するもののほかこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成するために国指定無形民俗文化財「近江湖南のサンヤレ踊り」の保護団体である「草津のサンヤレ踊り保存協議会」を構成する各保護団体が実施する事業とする。

2 補助対象事業は、「近江湖南のサンヤレ踊り」が国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）無形文化遺産に登録されたことを継続的に広く啓発するものであり、成果物には「ユネスコ登録」等の文字を記載するものとし、啓発チラシ・ポスター等を除き、個人への配布を目的とした食品や物品は対象外とする。

3 補助対象事業は、草津市文化財保存事業補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第88号）別表に記載の「民俗・無形文化財保存育成」に該当するものを除く。

(補助金の額等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の補助対象事業に要する経費とする。

2 補助基本額は、800,000円を限度とし、補助率は10分の10とする。

3 補助金の額は、補助基本額に補助率を乗じて得た

額（千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請書の添付書類)

第4条 補助金の交付を申請しようとするものは、規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書またはこれに代わる書類
- (3) 実施しようとする事業に係る見積書およびその内容を示す書類

(実績報告書の添付書類)

第5条 規則第13条の実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 収支精算書
- (2) 補助事業の成果を証する書類および写真

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月25日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。

(令和5年1月25日揭示済み)

草津市告示第10号

草津市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和5年1月30日

草津市長 橋川 渉

草津市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱を廃止する要綱

草津市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱（平成19年草津市教育委員会告示第22号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和5年1月30日から施行する。

(令和5年1月30日揭示済み)

草津市告示第11号

草津市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和5年2月1日

草津市長 橋川 渉

草津市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伴走型相談支援および出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付け子発1226号第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「国通知」という。）に基づき、伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦、子育て世帯等の経済的な負担の軽減を図るため、予算の範囲内で草津市出産・子育て応援給付金を支給することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、草津市出産・子育て応援給付金とは、前条に規定する目的を達成するため、草津市によって贈与される次に掲げる給付金をいう。

- (1) 出産応援給付金
 - (2) 子育て応援給付金
- (支給対象者)

第3条 出産応援給付金の支給対象となる者（以下「出産応援給付金支給対象者」という。）は、出産応援給付金の申請時点で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による本市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 令和5年2月1日（以下「事業開始日」という。）以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者または妊娠していることが明らかである者に限る。）
- (2) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）
- (3) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、前号に該当する者を除く。）

2 子育て応援給付金の支給対象となる者（以下「子

育て応援給付金支給対象者」という。）は、子育て応援給付金の申請時点で住民基本台帳に記録されている者であって、次に掲げる児童を養育するものとする。ただし、同一の児童に係る支給対象となる者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援給付金が支給された場合、他の支給対象となる者に対する同一の児童に係る子育て応援給付金は支給しない。

- (1) 事業開始日以降に出生した児童であって、草津市内に住所を有する者
 - (2) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童であって、草津市内に住所を有する者
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、子育て応援給付金は、支給しない。

- (1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模同居型児童養育事業を行う者
- (2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者
- (3) 法人

(給付額)

第4条 草津市出産・子育て応援給付金の額は、次のとおりとする。

- (1) 出産応援給付金 妊娠1回につき5万円
 - (2) 子育て応援給付金 児童1人につき5万円
- （第3条第1項第1号の要件に該当する者への支給方法）

第5条 出産応援給付金の支給を受けようとする第3条第1項第1号の要件に該当する出産応援給付金支給対象者（以下この条において「申請者」という。）は、草津市出産応援給付金申請書兼請求書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、妊娠の届出をし、かつ、妊娠の届出時に母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターの面談を受けた後、他の市町村で国通知別添2の第2のIに基づく給付を受けていない旨の申告および草津市が給付金の適切な支給のため関係機関等に必要な情報を確認、および共有することについて同意をしなければならない。

- 2 前項後段の規定にかかわらず、申請の前に流産または死産をした者は、妊娠の届出時に母子保健法第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターの

面談をすることを要しない。

3 第1項の規定による申請は、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請者が妊娠中に同項の規定による申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に同項の規定による申請を行うことができる。

4 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合は、審査の上、給付金を支給することが適切と認めるときは、草津市出産応援給付金支給決定通知書により当該申請者に通知した上、出産応援給付金の支給を行うものとし、適当でないと認めるときは、草津市出産応援給付金給付不支給決定通知書により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて産科医療機関等に妊娠の事実を確認する等の方法により、審査を行うものとする。

5 市長は、必要に応じて、申請者に公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示を求めることができる。

(第3条第1項第2号または第3号の要件に該当する者への支給方法)

第6条 出産応援給付金の支給を受けようとする第3条第1項第2号または第3号の要件に該当する出産応援給付金支給対象者(以下この条において「申請者」という。)は、草津市出産応援給付金申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、事業開始日以降、アンケートを提出し、かつ、他の市町村で国通知別添2の第2のIに基づく給付を受けていない旨の申告および草津市が給付金の適切な支給のため関係機関等に必要な情報を確認し、および共有することについて同意をしなければならない。

2 前項後段の規定にかかわらず、次の各号の規定に該当する場合は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 申請前に流産または死産をした場合 前項に規定するアンケートの提出を要しない。

(2) 申請時点で、妊娠した児童を出生している場合 子育て応援給付金の支給を受けるために実施する第7条第1項に規定する面談等または第8条第1項に規定するアンケートの提出をもって、前項に規定するアンケートの提出に代えることができる。

3 第1項の規定による申請は、原則として、令和5

年4月30日までに行うものとする。ただし、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請者が当該期間内に同項の規定による申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に同項の規定による申請を行うことができる。

4 前項ただし書の場合において、令和6年3月1日以降の申請は認めないものとする。

5 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合は、審査の上、給付金を支給することが適切と認めるときは、草津市出産応援給付金支給決定通知書により当該申請者に通知した上、出産応援給付金の支給を行うものとし、適当でないと認めるときは、草津市出産応援給付金給付不支給決定通知書により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて産科医療機関等に妊娠の事実を確認等の方法により、審査を行うものとする。

6 市長は、必要に応じて、申請者に公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示を求めることができる。

(第3条第2項第1号に掲げる児童を養育する者への支給方法)

第7条 子育て応援給付金の支給を受けようとする第3条第2項第1号に掲げる児童を養育する子育て応援給付金支給対象者(以下この条において「申請者」という。)は、草津市子育て応援給付金申請書兼請求書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、出生後の事業実施期間に面談を受けた後、他の市町村で同一の児童に係る国通知別添2の第2のIIに基づく給付を受けていない旨の申告および草津市が給付金の適切な支給のため関係機関等に必要な情報を確認、および共有することについて同意をしなければならない。

2 前項後段の規定にかかわらず、申請の前に給付金の対象となる児童が死亡した申請者は、出生後の事業実施期間に面談をすることを要しない。

3 第1項の規定による申請は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業実施期間である生後4か月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請者が当該期間内に同項の規定による申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事

情がやんだ後3か月以内に同項の規定による申請を行うことができる。

4 前項ただし書の場合において、子育て応援給付金の対象となる児童が3歳に達する日以降の支給の申請は認めないものとする。

5 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合は、審査の上、子育て応援給付金を支給することが適切と認めるときは、草津市子育て応援給付金支給決定通知書により当該申請者に通知した上、子育て応援給付金の支給を行うものとし、適当でないと認めるときは、草津市子育て応援給付金給付不支給決定通知書により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて子育て応援給付金の対象となる児童の養育の事実を確認すること等の方法により、審査を行うものとする。

6 市長は、必要に応じて、申請者に公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示を求めることができる。

(第3条第2項第2号に掲げる児童を養育する者への支給方法)

第8条 子育て応援給付金の支給を受けようとする第3条第2項第1号に掲げる児童を養育する子育て応援給付金支給対象者(以下この条において「申請者」という。)は、草津市子育て応援給付金支給申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、アンケートを提出し、かつ、他の市町村で同一の児童に係る国通知別添2の第2のⅡに基づく給付を受けていない旨の申告および草津市が給付金の適切な支給のため関係機関等に必要な情報を確認、および共有することについて同意をしなければならない。

2 前項後段の規定にかかわらず、申請の前に給付金の対象となる児童が死亡した申請者は、前項に規定するアンケートの提出をすることを要しない。

3 第1項の規定による申請は、原則として、令和5年4月30日までにを行うものとする。ただし、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請者が当該期間内に同項の規定による申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に同項の規定による申請を行うことができる。

4 前項ただし書の場合において、令和6年3月1日以降の申請は認めないものとする。

5 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合

は、審査の上、給付金を支給することが適切と認めるときは、草津市子育て応援給付金支給決定通知書により当該申請者に通知した上、出産応援給付金の支給を行うものとし、適当でないと認めるときは、草津市子育て応援給付金給付不支給決定通知書により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて子育て応援給付金の対象となる児童の養育の事実を確認等の方法により、審査を行うものとする。

6 市長は、必要に応じて、申請者に公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示を求めることができる。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、出産・子育て応援給付金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しない者または偽りその他不正な手段により出産・子育て応援給付金を受けた者に対しては、給付を行った出産・子育て応援給付金の返還を求める。

(給付権の譲渡または担保の禁止)

第10条 出産・子育て応援給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別記

様式第1号（第5条第1項関係）

草津市出産応援給付金申請書兼請求書

草津市長 宛

出産応援給付金の支給（妊婦一人につき5万円）を 希望します 希望しません

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意のうえ、申請します。

1. 申請・請求者（妊婦）

ふりがな				生年月日			
妊婦氏名	印			年	月	日	
現住所							
日中連絡先	()						
妊娠届出日	年	月	日	出産予定日	年	月	日
妊娠届出日時点の住所地 (現住所と異なる場合)							

3. 請求額 _____ 円

4. 振込口座（1. の申請・請求者の口座とします）

※下記に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】（正確に記入してください。長期間出入金のない口座については、振込できない場合があります。）

金融機関名(ゆうちょ銀行除く)	金融機関コード	支店名	支店コード	分類	口座番号(右詰め)
1.銀行 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協 4.信連 7.信漁連		1.本・支店 2.本・支所 3.出張所		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
口座名義 (カナ)					

〔ゆうちょ銀行の場合〕 通帳の見開き左上またはキャッシュカード記載の記号・番号をお書きください。

口座名義 (カナ)	通帳記号	通帳番号(右詰め)
	1 ※	

※6桁目がある場合は、※欄に御記入ください。

【誓約・同意事項】

出産応援給付金の支給（妊婦一人につき5万円）を希望する場合は下記の全ての項目を確認し、
□にチェック（レ）してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ①産科医療機関を受診し、医師による妊娠の事実の確認を受けました。
- ②産科医療機関等に必要時は妊娠状況などの確認を行うことを同意します。
- ③他の自治体で、出産・子育て応援ギフトによる出産応援ギフトの支給を受けていません。
- ④出産応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することに同意します。
- ⑤妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- ⑥給付金支給後、本申請書の記載事項について虚偽があることが判明した場合や二重支給が発覚した場合には、給付金を返還します。

本申し立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請・請求者氏名 ㊞

添付書類 貼り付け用紙（別紙）には、下記の①、②を必ず添付してください。

① 申請者の「本人確認書類のコピー」

顔写真付き、現住所、氏名、生年月日の記載があるものは以下のうちいずれか1つ

※裏面等にも記載がある場合、必ず裏面等のコピーも添付してください

- 運転免許証 マイナンバーカード 旅券（パスポート）
 住民基本台帳カード 身体障害者手帳 その他（官公庁が発行する書類）

顔写真なし、現住所、氏名、生年月日の記載あるものは以下のうちいずれか2つ

※裏面に記載があるものは、必ず裏面のコピーも添付してください

- 住民票 住民票記載事項証明書 年金手帳 健康保険証
 国民健康保険証 福祉医療費受給券 自立支援受給者証
 母子健康手帳 その他（官公庁が発行する書類）

② 振込口座が確認できる書類のコピー

金融機関・口座番号・口座名義人（カナ）が分かるもの

- 通帳のコピー

様式第2号（第7条第1項関係）

草津市子育て応援給付金申請書兼請求書

草津市長 宛

子育て応援給付金の支給（児童一人につき5万円）を 希望します 希望しません

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意のうえ、申請します。

1. 申請・請求者（養育者）

ふりがな		生 年 月 日
氏名	(印)	年 月 日
現住所		
日中連絡先	()	

2. 出生児

ふりがな		生 年 月 日
氏名		年 月 日
住所		

3. 請求額 _____ 円

4. 振込口座（1. の申請・請求者の口座とします）

※下記に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】（正確に記入してください。長期間出入金のない口座については、振込できない場合があります。）

金融機関名(ゆうちょ銀行除く)	金融機関コード	支店名	支店コード	分類	口座番号(右詰め)
1.銀行 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協 4.信連 7.信漁連		1.本・支店 2.本・支所 3.出張所		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
口座名義 (カナ)					

〔ゆうちょ銀行の場合〕 通帳の見開き左上またはキャッシュカード記載の記号・番号をお書きください。

口座名義 (カナ)	通帳記号	通帳番号(右詰め)
	1 ※	

※6桁目がある場合は、※欄に御記入ください。

【誓約・同意事項】

子育て応援給付金の支給（児童一人につき5万円）を希望する場合は下記の全ての項目を確認し、
□にチェック（レ）してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ①他の自治体で、出産・子育て応援ギフトによる出産応援ギフトの支給を受けていません。
- ②子育て応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することに同意します。
- ③妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果当）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- ④給付金支給後、本申請書の記載事項について虚偽があることが判明した場合や二重支給が発覚した場合には、給付金を返還します。

本申し立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請・請求者氏名

㊞

添付書類 貼り付け用紙（別紙）には、下記の①、②を必ず添付してください。

① 申請者の「本人確認書類のコピー」

顔写真付き、現住所、氏名、生年月日の記載があるものは以下のうちいずれか1つ

※裏面等にも記載がある場合、必ず裏面等のコピーも添付してください

- ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・旅券（パスポート）
 ・住民基本台帳カード ・身体障害者手帳 その他（官公庁が発行する書類）

顔写真なし、現住所、氏名、生年月日の記載あるものは以下のうちいずれか2つ

※裏面に記載があるものは、必ず裏面のコピーも添付してください

- ・住民票 ・住民票記載事項証明書 ・年金手帳 ・健康保険証
 ・国民健康保険証 ・福祉医療費受給券 ・自立支援受給者証
 ・母子健康手帳 ・その他（官公庁が発行する書類）

② 振込口座が確認できる書類のコピー

金融機関・口座番号・口座名義人（カナ）が分かるもの

- ・通帳のコピー

（令和5年2月1日揭示済み）

草津市告示第12号

草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金
交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定す
る。

令和4年2月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助
成金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金
交付要綱（令和元年草津市告示第131号）の一部を次
のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記
様式第1号(第5条第1項)

草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付申請書兼請求書

草津市長 宛 _____年__月__日

草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、本申請のために、健康増進課長が助成対象者の住民登録の状況を閲覧することを承諾します。



申請者

住所 〒 _____
氏名 _____ ④
生年月日 _____年__月__日(満__歳)
電話番号 (_____) _____

助成対象費用		医療用等ウィッグ本体、または帽子		乳房補整具	
助成対象者	(フリガナ)				
	氏名				
	生年月日	年 月 日	電話番号	()	-
	住所	〒525-00 草津市			
がんの 治療状況	医療機関名				
	診療科			主治医氏名	
	治療方法	手術・放射線・薬剤・その他()			
治療時期 ※注1)	治療開始	年 月 から	治療終了	年 月 まで	
がん治療を受けていることを証する書類		お薬手帳・診療明細書・治療方針計画書・その他()			
補整具が必要な理由		がん治療による(脱毛・乳房の補整)のため			
他の公的助成金の受給の有無		有・無			
購入した 補整具	補整具の購入価額 (総額)	円			
	購入年月日 ※注2)	年 月 日			
振込先	金融機関名	銀行・信金・信組・農協			
	本・支店名	本店・()支店・出張所・代理店			
	預金種別	普通・当座	口座番号		
	(フリガナ)				
	口座名義人				

※注1) 治療開始・終了時期どちらかを記載すること

※注2) 補整具の購入年月日を記入する際、申請する補整具が複数ある場合は購入日時が一番古いものを記入すること

【市使用欄】届出する人(下記顔写真付きのものは1つ、それ以外は2つ提示が必要)

本人確認 免許証・個力・保険証・旅券・身障・シルバーほっと・他() 代理人確認 (1)委任状 (2)免許証・個力・保険証・他()
 代理権確認 成年後見人:成年後見人登記証明書 / 任意代理人:(1)委任状 (2)助成対象者の身元確認書類(免許証・個力・保険証・他())

申請金額の算定	補整具の購入価額(総額)	アの1/2の額	助成単価上限額またはイのいずれか低い額	助成金申請金額(ウ)
(上限10,000円)	ア 円	イ 円	ウ 円	円

受付者:

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市がん患者のピアランスケア支援事業助成金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和4年2月1日揭示済み)

草津市告示第13号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年2月1日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類
令和4年度 第7期介護保険料督促状
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和5年2月8日に送達があったものとみなす。

令和4年度第7期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目18番1号
2	山元 雅恵	草津市草津一丁目8番31号

(令和5年2月1日揭示済み)